績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。

なお、提出できる施工実績は１件とする。

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績

ＮＡＴＭにより施工した設計内空断面積50㎡以上で施工延長1,800m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

ＮＡＴＭにより施工した設計内空断面積40㎡以上で施工延長900m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された提案内容の評価による技術評価点と入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できることが前提であり、過度なコスト負担を要する「過度な技術提案」と発注者が判断した場合には、「不採用」とする場合がある。

本工事における「過度な技術提案」の例としては、下記の事例を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・工事目的物の大きな変更を伴うなどの契約単価の変更が生じる提案
・標準案を超える本線交通規制が必要な提案
・本線出入口を構造変更する提案

⑶　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、提案書に記載する文字サイズについては原則10ポイント以上を使用するものとする。また、「技術提案の内容」に付随して求める「具体的手法」や「提案の効果」、「検証・報告の方法」等の記載及び「説明用の図表・写真等」全てを含みＡ４サイズ片面２枚に収めるものとする。「説明用の図表・写真等」に記載する文字の大きさ（フォント）は、本文の文字と同じサイズとする。所定の枚数を超えている場合は「不採用」とする。

また、評価項目①～③に関する提案は、それぞれ最大３提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は「不採用」とする。

①　コールドジョイント対策、空洞防止対策におけるトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法

評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

②　東坑口付近の偏土圧を受けるトンネル掘削において、近接する供用中路線の安全に留意した既設のり面の監視方法

評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

③　発破作業に伴う希少猛禽類に対する騒音及び振動等の対策について

評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れていると認められる内容のもの。

良上　「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良　標準案に比べ、優れていると認められる内容のもの。

良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可・不採用　標準案又は標準案と同等であるもの。

不可　法令、示方書、ＮＥＸＣＯ設計要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。

⑷　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可・不採用／不可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　コールドジョイント対策、空洞防止対策におけるトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法

・技術評価点（30点）　優：30点、良上：22.5点、良：15点、良下：7.5点、可・不採用：０点、不可：不適格

②　東坑口付近の偏土圧を受けるトンネル掘削において、近接する供用中路線の安全に留意した既設のり面の監視方法

・技術評価点（30点）　優：30点、良上：22.5点、良：15点、良下：7.5点、可・不採用：０点、不可：不適格

③　発破作業に伴う希少猛禽類に対する騒音及び振動等の対策について

・技術評価点（40点）　優：40点、良上：30点、良：20点、良下：10点、可・不採用：０点、不可：不適格

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5)

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）

100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格【注:契約制限価格を超える者は対象としない】　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑹　協議相手の選定方法　すべての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5)

αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：100－200（Ｐ／Ｌ－１)（Ｌ＜Ｐ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格

⑺　上記⑸において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。